(司会)

定刻になりましたので、ただいまから、北川原公園ごみ搬入路のこれまでの経過と市民参画による違法状態の解消策を探る検討会の発足などについての説明会を開催いたします。

本日は、酷暑の中、また大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは、本日出席させていただいている職員を紹介させていただきます。

市長の大坪です。副市長の荻原です。環境共生部長の小平です。まちづくり部長の岡田です。 政策法務課長の永島です。緑と清流課長の高木です。ごみゼロ推進課長の小澤です。施設課 長の細谷です。都市計画課長の浅川です。最後に司会を務めさせていただきます環境共生部 主幹の川鍋です。以上となります

今回の説明会から、明星大学の伊藤雅春教授にご出席をいただいております。伊藤先生には、このあと説明いたします違法状態解消に向けた検討会で、都市計画や市民参画の専門家の委員としてご参加いただくこととなっております。違法状態の解消に至るまで、専門家として、また第三者的な立場で携わっていただこうと考えているところです。

また、本日は裁判の原告団の代表の方にもご参加いただいております。のちほど、ご挨拶を いただければと思います。

それではまず、配布資料の確認をさせていただいきます。受付のときに、説明用のスライドと浅川水再生センターを位置付けた際に配布した昭和53年当時の広報、日野市・国分寺市・小金井市の可燃ごみ共同処理の覚書、最後にアンケート調査票、以上4点の資料をお配りしています。なお、昭和53年当時の広報は、下水道施設として都市計画決定した当時の状況がわかる資料としてお配りしたものです。ご参考にしていただければと思います。

資料はお手元にありますでしょうか?

本日は前のスクリーンを使って20分ほど説明させていただきます。

その後、質疑応答に入らせていただきますが、会場の都合もあり、遅くても11時半ころまでには終了したいと思いますので、ご協力をお願いします。

本日の説明会は、手話による通訳が入ります。また、開催案内でもお知らせさせていただきましたが、オンラインによるライブ配信と後日録画配信を行います。個人が特定されない範囲で撮影させていただきますので、ご了承いただければと思います。

それでは始めさせていただきます。 開催に先立ち、 市長の大坪より挨拶させていただきます。 (市長)

本日は大変厳しい暑さの中を、またお忙しいところを、本説明会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。北原公園ごみ搬入路裁判、これは令和4年9月8日に最高裁判所で、上告受理の申し立てが不受理となって二審の東京高裁の判決が確定いたしました。市としても、私自身としても、本件通行路の設置は、3市共同のごみ処理の流れの中で、地元の方と話し合いながら、地元の思いを実現することができたもの、違法ではないと考え、総合的な政策判断に基づき行ったことでありました。しかし、結果として、都市計画を変更せずに通行路を設置した、その私の判断、行為が市に損害を与えたこととされました。市民の

皆さま方、特に北川原公園周辺の方々には 、ご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

思い返せば、平成25年に私が市長に就任する際に、馬場前市長が決断した、3市共同での廃棄物処理の広域化方針を引き継ぎ、事業を進めてきました。当初は、本件通行路については、地元の皆様の思いを酌んで、将来公園として整備するという都市計画に則した、公園内の通路も兼ねる「公園兼用工作物」として整備する考えでありました。平成27年にその具体的な配置図の案ができた段階で、関係官庁から兼用工作物には当たらないと、その方針が否定されました。本来であれば、このタイミングで一度立ち止まって、住民の皆さまの意見を聞きながら、都市計画について再考するべきであったと思います。しかし、3市のごみを溢れさせてしまってはならないとの思いから、今振り返れば、都市計画法等の趣旨を見誤り、このような手法を採ってしまい、結果的に、その甘い判断が今回の事態を招いてしまいましたところでございます。今回の事態、市政に混乱を招いてしまったことについて深くお詫びを申し上げます。

今後は、判決の趣旨、法の趣旨を重く受けとめ、都市計画と異なる施設を設置した、その違法状態の解消に向けて、また、北川原公園の未来と搬入路の検討を、誠心誠意力を注ぎ、取り組んでいきたいと考えております。これまで、市民のみなさまには広報等を通じてお知らせするだけでありました。今回、判決から時間が経ちましたけれども、こうして市民のみなさまにご説明させていただく場を設けたところでございます。

なお、本日は原告団の方もご出席をいただいております、このあと、あいさつをいただきま すので、よろしくお願い申し上げます。私から以上でございます。

(司会)

続きまして、本日ご参加いただいております原告団を代表して、窪田様からもご挨拶をいただきたいと思います。窪田様、よろしくお願いいたします。

(原告団代表)

ご紹介いただきました住民訴訟原告兼原告団代理人弁護士の窪田でございます。

「北川原公園内に設置されたごみ搬入路が違法である」として違法支出に対する市長個人の責任を求めた住民訴訟は、2020年の11月12日、東京地方裁判所判決と21年12月15日に東京高等裁判所判決において市民の訴えが認められ、22年9月日野市長の上告受理申し立てが不受理となって確定いたしました。その後、日野市議会は、市長の個人責任の免責議決をし、市長は別途金銭責任を負うという結果になって金銭賠償問題としては終結しました。判決は、「都市計画が行政をしばる」あるいは「都市計画を使って市民が行政に提言する」こういう貴重な先例になったと思っております。日野市石田地域は、ご承知のとおり、土方歳三の生家やその墓所のある石田寺のある地域で、観光スポットにもなっているわけですけれども、ごみ焼却場、し尿処理場、下水道処理施設が集中する地域でもあります。日野市の下水道の終末処理場が石田地域につくられる計画は、1978年、昭和53

年11月に決まりました。当時、森田市長は、「この大事業を達成する力は、全市民の決意と合意を結ぶまごころである」、「ゴミとし尿処理場も同じ地域にあるのに加えて下水処理場を持ち込むのかと被害感と不満感が地域感情となっている」状況の下で、「環境を根本的に良くする対策と、日野市の玄関にふさわしいまちづくりを進める」と公約して同地域の区画整理事業と北川原公園計画を打ち出したのでした。今日配られた広報にこの内容が書かれております。今回の裁判は、この原点を再確認する、そういう重要な機会となったと考えております。

原告団は、判決確定後直ちに、搬入路の公園外への設置等を日野市に求めました。日野市は、極めて迅速且つ積極的に対応され、判決確定の翌月には、原告団と合意し、「北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と公園外へのゴミ搬入路の設置が求められていることをふまえて、技術的、財政的な問題も含めてあらゆる方策を検討する。市民参加、市民合意の下に検討を進める。」等4項目の合意を結びました。原告団も、この合意を実現するために日野市と協議を重ねて、今日に至りました。

日野市は今、これまでの経緯と北川原公園づくりを阻害しないごみ搬入方法の検討について、地元の方々はじめ全市民に向けて説明と対話に乗り出しまして、今日がその5回目になるのかな、会であります。私たちは、この市政の新しい積極的な方針が、ごみ搬入路を公園外に設置して北川原公園づくりを大きく前進させる重大な決断であると受け止めています。市と原告団の合意書は、第2項目、第3項目で、新設した可燃ごみ共同処理施設は石田地区から「30年間で撤退する」との地元住民に対する約束を守ること、そのために、小金井市、国分寺市との協議をすみやかに開始するとともに、日野市民もまた、この約束を守る責任を共有し、ごみゼロ社会の実現に向けた抜本的なごみ減量の取り組みを進めることをうたっています。本日は、この点についても忌憚のないご意見を交換され、市民と行政が語り合う、貴重な機会としていただければと思います。ゴミ搬入路問題を日野市と市民の自治的な努力によって解決し、市民の共同で魅力のある北川原公園つくりを進める機会となるように、また、30年後を展望したごみ処理の在り方とまちづくり全体を行政と市民の共同で大きく前進させる機会とするために、原告団も力を尽くしたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうござました。それでは、説明に入らせていただきます。前のスクリーンかお手元 の資料をご覧いただきながら説明をお聞きください。それでは、市長お願いいたします。

(市長)

それでは、着座にて説明させていただきます。

【スライド3ページ】

まず、はじめに、これまでの経緯でございます。北川原公園のごみ搬入路については、日野市、国分寺市、小金井市の3市による共同処理施設の建設とともに、検討してきた課題で

ありました。日野市内も含めて、3市の可燃ごみ処理施設へのごみ収集車の通行路として、 北川原公園予定地に暫定的に設置したものです。この通行路の設置は、暫定的であっても、 都市計画法に違反するとして提訴され、住民訴訟として争ってきたもので、昨年9月に最 高裁で上告不受理となり、市の敗訴が確定いたしました。今回の説明会は、この判決を真摯 に受け止め、まずは、この裁判がどのようなものだったのかを、市民の皆様に説明させてい ただき、ご理解いただくところから進めていくべきと判断し、開催をさせていただいたもの でございます。

【スライド4ページ】

次に、公園、搬入路及び周辺の状況について、でございます。まず位置関係を確認したいと 思います。こちらの図面は、上が国立方面、下が八王子方面で、上部に多摩川、中央下から 右上にかけて浅川が流れております。多摩川上流側から、北川原公園、公園を分断する形で 日野バイパスが通り、その右の多摩川下流側が浅川水再生センター、さらにその右の下流側 の合流点付近がクリーンセンターとなります。

【スライド5ページ】

まず、クリーンセンターについて説明させていただきます。クリーンセンターは、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの処理や分別を担っている施設でし尿処理も行っております。昭和の3 O年代ごろから、ごみの収集や処理は、住宅密集地域や大規模な住宅団地が出てきたことによって、個々の処理から一括した収集、処理が必要となってまいりました。また、し尿処理は、農家の肥料として利用しておりましたが、畑だけでは処理しきれず、また化学肥料の普及により、肥料としての需要が減り、処分に苦慮し始めていました。このような状況から、昭和34年に日野市衛生処理場を設置し、一括してごみ焼却、し尿処理を開始したのが、クリーンセンターの始まりでありました。昭和48年には、地元の皆様と協議する場となる地元環境対策の会議体も発足しております。昭和60年に、現在の日野市クリーンセンターに名称を変更し、人口増加に併せて処理量や施設規模も拡大し、現在に至っております。

【スライド6ページ】

次に、浅川水再生センターについて、でございます。急速な都市化に対応するため、流域下水道施設が必要となって、地理的、地形的に適地であると判断されて、この地域が選定されました。今日、会場にお越しの方には、昭和53年に発行した広報をお配りしております。当時の状況や背景、施設概要がわかる資料となりますので、ご参考にしていただければと思います。このような背景から、浅川水再生センターは昭和54年1月に東京都の流域下水道施設として都市計画決定がなされました。昭和55年には事業が認可されて、昭和62年から建設工事が着手し、平成4年から運転を開始しております。

【スライドアページ】

続きまして、北川原緑地と北川原公園について、でございます。この図面は、緑地と公園の 位置を示しております。浅川水再生センターが計画される前は、下流側に北川原緑地があり ました。

【スライド8ページ】

浅川水再生センターの用地は、昭和 36 年から北川原緑地として、都市計画決定がされておりました。昭和 54 年に流域下水道施設として都市計画決定したことは先ほど申し上げましたが、それに併せてこの北川原緑地は廃止することとなりました。ただし、クリーンセンターでの、ごみ、し尿処理や浅川水再生センターでの下水処理など、いわゆる迷惑施設が隣接されており、周辺地域の環境改善を図るためには、緑地や公園等の設置が必要であるとし、新たに北川原公園として都市計画が決定されております。この北川原公園については、日野バイパスを挟んで、下流側は浅川水再生センター用地として、東京都が用地取得をしております。また、日野バイパスの上流側は、昭和 58 年 9 月より日野市が用地取得をしており、平成 18 年に完了しております。

【スライド9ページ】

次に、ごみの搬入について、でございます。この図面はごみの搬入ルートを示しております。 青い矢印は、浅川堤防ルートで、モノレール通りから新井橋北側のクリーンセンター入り口 交差点を右左折し、浅川沿いを通るルートとなります。赤い矢印は、多摩川堤防ルートで、 日野バイパスから北川原公園のごみ搬入路を経て、多摩川沿いを通るルートとなります。 20号バイパスの上り方面側は、日野市の入口、小金井市・国分寺市2市の出口となります。 また、下り方面側は、日野市の出口、小金井・国分寺2市の入口となります。

【スライド10ページ】

こちらは、現在の北川原公園の概略図となります。図面の左側が八王子方面で、右側が国立方面となります。国道 20 号バイパスの上側が北川原公園で、いろいろな広場があって、駐車場も整備されております。また下側は、市が東京都から借用し、北川原広場として一般開放しております。黄色い線は、収集車がごみ焼却施設に向かうルートとなります。また、緑の線は、ごみ焼却施設から帰るルートを表しております。

【スライド11ページ】

ごみの搬入状況でございます。3市による可燃ごみの共同処理は、令和2年4月より本格稼働しております。3市の共同処理以前は、すべてのごみ収集車は浅川堤防ルートを通って搬入しており、一日当たりの平均では、約160台のごみ収集車の往来がありました。3市の共同処理以後は、これまでの浅川堤防ルートを通行する収集車は、日野市の不燃ごみや資源ごみの収集車のみとなりました。現在、一日当たりの平均では、約90台の収集車が往来しており、以前と比べ、約70台の低減を図ることができております。また、日野市も含め3市の可燃ごみの収集車は、多摩川堤防ルートから搬入することになっております。現在、一日当たりの平均では、約170台のごみ収集車が往来しており、二つのルートをあわせて、一日当たり平均約100台増えている状況であります。

【スライド12ページ】

次に、今回の裁判の経過や流れについて、詳しく説明いたします。北川原公園予定地にごみ搬入路を設置した背景としましては、やはり3市での共同処理を決定したことが大きな要因となります。しかし、3市での共同処理の話が出る以前から、搬入ルートについては大きな課題がありました。市では、長年、周辺地域の皆様と環境対策について対話をしてきてお

りますが、平成17年に当時の協議の場であったクリーンセンター地元環境対策委員会において、従来の浅川堤防ルートを変更するよう要望を受けておりました。喫緊に迫った2市の可燃ごみを受け入れるにあたり、周辺の住宅地に配慮する必要があり、また地元の要望に沿うことから、北川原公園予定地に共同処理の期限である30年間の暫定措置として収集車の専用路を設置いたしました。その後の専用路については、公園の機能も兼ねられるよう計画を策定し、公園兼用工作物として供用開始しており、現在に至っております。

【スライド13ページ】

この市の対応について、今回ご出席いただいている原告団の方々から、一つとして「都市計画の変更手続きをしないでごみ搬入路を設置したことは都市計画法違反である」二つ目として「市長の裁量権を逸脱するもので、このごみ搬入路に公金を支出したことは違法である」として、住民監査請求が出されました。その理由は、先ほど説明した北川原公園を位置付けた背景には、迷惑施設が集中するこの地域に対する感謝の意が込められており、ごみ搬入路の設置は地域の環境改善にはならず、また公園機能とも両立はしない、としております。住民監査請求とは、市に不当な会計行為等があるときに監査を求めることができる制度で、今回の住民訴訟の前提となるものであります。また、監査結果に不服等があった場合に裁判所へ訴訟を起こすことができます。住民監査請求では、日野市の監査委員による監査が行われ、その結果、住民側の請求は棄却されました。このため、次の段階として、住民訴訟に移っていき、今回の裁判となったところでございます。

【スライド14ページ】

次に裁判の判決について、でございます。1審、2審とも市は敗訴し、市は控訴及び上告し最高裁まで進みました。2審の判決内容は、一つとして原告側が主張されていた「都市計画を変更せず通行路を設置したことは都市計画法違反であること」、二つ目として「市に対し搬入路を設置したことで市に損害を与えたとして、市長個人に約2.5億円の支払いを請求せよ」というものでありました。

理由としましては、通行路はごみ運搬車の通行路で公園の効用を有するものとは言い難く、 また、30年間の使用は暫定的な利用とは言えない。このため、通行路の設置は都市計画の 実質的な変更と評価すべきである、というものでありました。そして、市は最高裁に上告し、 令和4年9月8日に不受理となり判決が確定いたしました。

【スライド15ページ】

判決が確定したことによって、現在の公園内の搬入路は違法状態となりました。この判決結果を受けて、市としましては、立ち止まって検討すべき時期がありましたが、3市のごみを溢れさせてはならないとの思いから前へ進めてきており、そのことを深く反省しなければならないと考えております。また、地方自治の本旨、住民自治のあり方、市民参画のあり方という問題に大きく関わるものとして受け止めているところでございます。このような反省や市の受け止め、また北川原公園及びごみ搬入路が違法状態であり早期の解決が必要であることから、令和4年10月に市と原告団との間で合意書を取り交わすことになりました。この合意内容に沿って、都市計画法における違法状態の解消に取り組んでいくことにな

第5回 北川原公園ごみ搬入路関連 市民向け説明会 令和5年8月19日(土)午後2時から:第四中学校

逐語録

ります。

【スライド16ページ】

このスライドが原告団と取り交わした4つの合意項目となります。1つ目は、北川原公園の歴史的経緯から、同公園の早期実現と搬入路の公園外への設置が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めて、あらゆる方策を検討すること、また、広く市民や研究者、専門家を募り市民参画、住民合意のもとで検討を進めること、としています。今回の説明会は、広く市民を募り、また市民参画や住民合意の前提として、市の説明や理解していただく努力も足りないと判断し、開催しているものとなります。2つ目として、3市の可燃ごみ処理施設の計画・建設過程において、行政に対する不信感、住民同士の意見対立を招いてきたことを市長として深く反省し、日野市から概ね30年間で撤退することを3市で再確認し、すみやかに協議を開始すること、3つ目は、脱焼却を含めたごみゼロ社会の実現を目指し、「30年間で撤退」することを市民と共有し、市民参加で抜本的なごみ減量の取り組みをすすめること、4つ目として、確定した判決の内容、及びこの合意書に基づく日野市の方針を国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合に報告し、理解と協力を求め、またその際、判決および合意の内容などを、原告団とともに直接報告する機会をつくること、となっております。

【スライド17ページ】

次に市長個人に対する約2.5億円の請求について、でございます。こちらにつきましては、約2.5億円の市の債権を放棄する議案を令和4年第1回日野市議会臨時会に上程しています。この債権放棄の議案を上程した理由については、本件契約締結については、あくまで日野市クリーンセンターへの廃棄物搬入ルートの沿線住民の安全安心の確保と、住環境の保全を図るために行ったものであり、市長個人に不法な利得を図る目的はなく、かつ、現に不法な利益は得ていないため、であります。この議案については、議会の中で慎重に議論を尽くしていただき、その結果として、全会一致で可決していただいております。これにより債権は放棄させていただくことになりましたが、市長として責任がなくなったわけではございません。このような事態となり、市政に混乱を招いてしまったことについて、重ねてお詫びするとともに、深く反省しております。

【スライド18ページ】

最後に、今後の取り組みについて、でございます。一つ目として、まずは市民のみなさまへの周知と説明を行います。今回の件を市民の方々に丁寧に説明することが重要と判断しております。北川原公園周辺4自治会地区の住民の方々については、4月25日に説明会を開催させていただきました。また、クリーンセンター地元5自治会地区の住民の方々についても、5月25日に説明会を開催させていただきました。今回の説明会は、市民の方を対象としたもので、多くの市民の方にご参加いただけるよう市内の全中学校で開催してまいります。しています。また、ご参加いただけない方、他の会場の様子を知りたい方は、すべての説明会を動画配信しますのでご覧いただければと思います。

【スライド19ページ】

二つ目として、違法性解消に向けて検討会を設置していきたいと考えております。構成員としては、研究者や専門家を含めた会議体を組織し、市民参加、住民合意をもとに進めてまいります。検討にあたっての方針としては、一つ目として「早期に違法状態の解消を図ること」二つ目として「行政に対する信頼を回復すること」三つ目として「新たな住民同士の意見対立、紛争を招かないこと」この三つを念頭に取り組んでまいります。また、検討方法については、様々な方策をご提案いただき、それを検証してまいります。その提案の中から、技術面・財政面など総合的に解決策を導き、住民の合意形成を図ってまいります。私からの説明は以上となります。このあとの検討会の詳細について、環境共生部長より説明させていただきます

【スライド20ページ】

環境共生部長の小平でございます。検討会についてご説明します。着座にて失礼いたします。 検討会につきましては、10月に発足したいと考えています。任期は、令和5年10月1 日から令和7年3月31日までとなります。月1回程度の頻度で開催し検討を進めてまいります。また会議は、今回と同様にオンラインでライブ配信をして多くの方に参加いただきたいと考えております。検討会の委員としては、市民参画、都市計画、公園、景観等の専門家、原告団代表、周辺住民の方、公募市民と市関係部長を予定しております。この説明会のお知らせと併せて、検討会の市民委員を8月末まで募集しております。ご興味のある方は、ぜひご応募いただければと思います。今回ご出席いただいている伊藤先生も市民参画や都市計画の専門家としてご参加していただくこととなっております。

【スライド21ページ】

検討会における検討プロセスです。まず、ステップ1として、課題解決につながる方策を委員のみなさまからご提案いただきます。ここでは、ごみ搬入路の違法状態を解消できる方策をすべて出していただきます。そのうえで、ステップ2として、ステップ1で出された方策の一次選定を行います。ここでは、実現可能性や費用などの概略により、実現性のある方策に絞ります。次に、二次選定として、一次選定した方策について、より詳細に比較・評価し、最適案を導き出してまいります。一次選定や二次選定においては、影響のある北川原公園周辺の方々のご意見やご要望も伺いながら行ってまいります。

【スライド22ページ】

最適案が示されましたら、次の段階として周辺地域はもちろん市民全体での合意形成が必要であると考えています。ステップ4では、検討会でこの合意形成をどのように行ったらよいのかも、ご議論いただきたいと考えています。その議論を踏まえ、ステップ5として、合意形成を図っていきます。一定の合意形成が図られましたら、市で最終的に解決策を決定するとともに、速やかに解決策に基づいた手続き、事業を実施し違法状態を解消していくこととなります。検討会では、少なくともステップ4までが役割となります。私からの説明は以上でございます。

(司会)

すいません。前のスライドをご覧ください。こちらの方がですね、現在の北川原公園の石田大橋から、上から撮った写真になります。開催案内でお配りした広報の6ページにも載せさせていただいているんですけれども、これだとちょっと立体的なところがわかわかりづらいかなと思いまして、こちらがですね、北川原公園側の搬入路になっていまして、橋が、画面の奥の方が日野市側で徐々に上がっている状況で、このぐらいの段差があるような形となっております。こちら側がですね、北川原公園から橋を撮った写真になります。こちらはですね、北川原公園の反対側の広場側の搬入路を写したものとなります。このように段差が段差というかできているような状況でございます。すいません追加の説明となります。

(司会)

それではこれより質疑応答の時間とさせていただきます。ただいまの説明につきましてご質問ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、ご発言をお願いいたします。なお、手話による通訳をさせていただいておりますので、なるべくゆっくりとはっきりとご発言いただきますようお願いいたします。会場にお越しの方もですね、一問一答という形で行ってまいりたいと思います。あと、これまで4回開催させていただいたんですけれども、出席の方からですね、ちょっと質問とかがですね、ご意見が長くなっていますので、ちょっと簡潔にお願いできればと思います。ご協力の方をお願いしたいと思います。それではご質問ご意見等がある方は挙手をお願いいたします。では一番奥の方お願いいたします。

(市民)

はい、すいません。ご質問の機会をいただいてありがとうございます。まず資料の方の関係で確認、内容等々も含めて確認させていただきます。資料のですね16ページに、原告団との合意書っていうのが、書かれているかと思うんですけども、ちょっと原告団の方、もしくは市の方、両方に関係する内容かと思うんですけども、この中で、今回の裁判の内容っていうのは、訴えた内容っていうのが差し止め請求ということで、裁判所の方から、都市計画法違反と2.5億円の損害賠償というものが決まったわけですけど、この原告団との合意書の中に、金額の内容っていうのが、どういう検討がされたのか、どういう話がされたのか、その辺をちょっとわかるように、ご紹介いただくとありがたいんですが。まずその1点目でございます。

(司会)

もう一度すいません。

(市民)

原告団との合意書の中に、金額の関係、要は裁判所で 2.5億円の損害賠償、市の、要するに損害ということで、裁判が判決が出ているわけですけども、私の見る限り、2.5億円というのが、設計だとか工事費というような形になっているかと思うんですが、それ以外に訴訟費用だとか、いろんなお金もまだいろいろあるんじゃないかと思うんですよね。

そういう意味で言うと、2.5億円以上のものがここに投じられておられるということだと思うんですが、原告団との皆さんとの間で、合意書っていう中で、そのお金の部分というのは、原告団の皆さん、どういう話し合いをされたんでしょう。すいません。

(司会)

では市側からお答えすればよろしいでしょうか。

(市民)

原告団の方は、差し止め請求しているわけですよね、裁判所に。差し止め請求しているってことは、市がそれだけのお金を支出することはおかしいということでやって、それに対して市がそれだけのお金を投じたわけですから、そこについて、弁護士さんが代表になっているかと思うんですけど、私は原告団の皆さんの、全体の皆さん、どういう皆さんが集まっているのか詳細は存じてございませんけれども、そういうことで言うと、そこの中身ってのはどういう形で、話されたのか、話してないのか。事実はどういうことになっているんですかっていうことをちょっとご紹介いただければと思うんですけど。

⇒(原告団代表)

原告団の代表、窪田の方から、そうですね。差し止めを求めたことは事実なんです けれども、それが結論が出ない間に進行してしまいましたので、差し止めの請求自 体は裁判の対象にならなくなっちゃったんですね、差し止めは。でどういう裁判に なったかっていうと、支出をした市長の個人責任を問うという形の裁判になって、 誰がどういう形でどうかということは、市長が、市長個人ですね。個人に対して、 2億5000万円を請求しなさいということを原告は、裁判所にそういう命令を出し てくれっていう裁判を進めました。でその裁判の結論が、市長個人に対して請求し ろ、っていう裁判が確定したわけです。原告団は、それ以上にお金のことについて は口出しはしませんでした。それは市の、自治のテーマであって、原告団のテーマ ではもう既にないので、原告団はそういう判決が出たというところまでを、私達の 責任として追求してきました。同時に私達がお金の問題だけでこれをとどまらせて はいけないと。なぜならば裁判の中で、そもそもあの北川原公園計画というのは、 迷惑施設を集中する地域を環境の良い、良いまちにするための要の施策だったでは ないかと。そのことが証拠からも今日も配られていますが、当時の広報など証拠か らも明白になったんじゃないか。だとすればそのことをきちっと追求すべきだと、 いう考えを原告団として市に表明いたしました。その精神で結ばれたのがこの 16 ページの4項目の合意です。もちろんこれは合意ですから、原告団が何を欲したか というだけでなくて、市側も判決を踏まえて、どういう市政を進めるべきか、とい うことを検討されて、ここに合意という形でそれがはっきりとされたわけです。私 どもは、市のあのこの合意の内容に対する対応っていうのは非常に積極的な内容を 持っているものと、そういう意味では市民自治のテーマとして全市民にこれを報告 して、全市民の自治の力で公園も実現するし、ごみ搬入路問題を解決するというこ とが、道が開かれたんだというふうに考えています。

第5回 北川原公園ごみ搬入路関連 市民向け説明会 令和5年8月19日(土)午後2時から:第四中学校

逐語録

(司会)

すいません。それではよろしいですか、次の方に。すいません、できれば一問一答でみなさんなければ2回目に、いや、今の件ですか。他に

(市民)

はい、ありがとうございます。まず、最初に原告団の皆さんから大坪市長さんをはじめと する、市の幹部の方々から、日野市の職員の皆さん、今日お集まりの皆さんに本当に感謝 を実はしております。北川原公園の以前からその存在、お仕事、役割、存じておりました けれど、日野市の中でね、ちょっと外れたところに住んでいるもんですから、なかなか日 常生活の中で、確認をしたり、物事を知ったりすることはなかなかないんですね。こうい うことがなければよかったんだけど、こういうことになって。去年、その合意書、尊重す べき合意書が発表されて、私もう本当に感動いたしました。ここまで皆さんがお話し合い を続けてこうにまとめられたんだな。さすが日野市だなと思ってね、感動したんですね。 よく読んでみますとね、実は一番は、合意書の一番は、これから検討会で話を進められ て、固められていくものと考えます。3番はねうまく市民が守んなきゃいけないこと。3 番のそのごみをね、ゼロに近づけて、市民頑張らなきゃいけない。2番と4番なんです ね。2番と4番はまだね、もう少しお伺いしたいと思って、今質問をね、四つ、質問四つ 要望二つ多いんですけど、すいません。簡潔に言います。質問の 1 はですね、覚書の今日 配られた資料の中の覚書の8のところですね。周辺環境整備費という言葉が出てきまし た。8番に、この周辺環境整備費というのは、二つの小金井市、国分寺市から70億円と いう予算で来ていると聞きました。これは、一つ目は何に使って、周辺のその環境を整備 するために、何に使って今どのぐらいお金が残っているのか、私はとても興味がありま す。お金の問題なので、ちょっと経過と、今後の見通しについてお知らせ願いたいと思い ます。二つ目はですね。覚書の9番ですね。概ね30年間をここで使った後の次の施設に ついて考えるというところですね。これは日野市以外の二つの市で請け負うというふうに 書いてありますが、これは日野市だけかそう思っているのが、向こうも 30 年経ったら、 小金井か国分寺で3市のことやんなきゃいけないねって本当に認識しているのか知りたく 思います。そのときにこれ3市は解散して、日野市で単独でやるっていうことも考えてい るのかなど疑問を持ちました。これが2番目のことです。市さんとしても、どういうふう に認識をしているのかということをお伺いしたい。それからあと 1 個です。1 個は、スケ ジュール表っていうのがあったんですね。その 30 年後のことを話し合うのは、令和 17 年からであるというプリントがありました。令和17年といいますと、今、令和5年です から 12 年後ですね。大坪市長さんの任期が来年再来年の3月ですか。任期が切れる、で 市長選がある。この新しい市長さんそれでまた4年間お勤めなさって、どなたがなるかち ょっと別として、4年間でそれも終わり、さらにその次の市長さんが、このことに関し て、お話を3市で始めるという、かなり先の話なので、これは、今回裁判があったり、判 決があったり、合意書を結んでいたりということを本当にじかにね、感じてきた方がいる 間に、もう本当にもうこれは検討会でできることでは、相談することではないと思うの

で、もうできるだけ早く17年という17年度から始めるというのを前倒しして、できるだけ早く、来年からとか、今からとか、初めは相談を始めてほしいなと強く思っています。そういう行動することによって、本当にまずかったなっていうのが市民にも伝わってくるというふうに考えております。質問はまとめたので3個になりました。要望は、この合意書の実現を強く要望すると、二つ目は、スケジュールの変更を強く要望すると、この2点であります。以上です。

⇒ (市長)

まず、質問いただきました、周辺環境整備費が何に使われているかと。市としては 周辺環境の周辺というのをクリーンセンターから3 km 圏内ということでそこで市 民にとって必要な様々な施設の整備、いろんな改修事業に使うということで使って きております。ちょっと今、手元に金額なくて、ですね、残り残金額はちょっと今 手元になくて申し訳ありません。例えば、石田環境プラザの設計であったり周辺の 道路環境の整備であったり、南平体育館の整備に一部投入するなど使ってきており ます。これ70億一気に貰ったんじゃなくて、毎年小金井とそれから国分寺から定 額をもらってくるという形でありまして、それを貯めて使うという形になっており ます。それから9の稼働期間および将来の設置場所ということで、他の2市は認識 しているのかと。当然、平成26年1月のときに、そういう前提でこの覚書を結び ました。ただもちろん、自分のところになくて、他の2市から見ればごみの問題は 自分の街から消えてしまっているように見えてしまうというところでありますか ら、そこの、その点については日野市民に比べれば両市の受けとめ方というのは非 常に弱くなっている。他に他のところで三多摩でも複数の自治体で、処理場、ゴミ の処理場を持っている自治体があります。そういうところにおいても、特定の自治 体にあるわけですから、他の2市と他の複数、それ以外の自治体はどうしても関与 関心が弱くなる傾向ありますんで、その点についてはしっかり認識していくよう に、今回の事態を踏まえてしっかりと他の2市に働きかけていかなければならない というふうに思っております。スケジュール表の点について質問いただきました。 とりあえず、令和 17年って出しましたけれども、当然もう少し具体的にもっと前 倒しして早く両市に話をしていき、また約束をさせなければなりません。ただ、ど ういう約束をしたとしても、ですね、それを実行履行させるためには、やはり私ど も行政も含めて市民の皆様の力、そして小金井市民、国分寺市民とも、そして両市 の行政ともしっかり話し合っていかなければならないというふうに思っております ので、そのような形でもちろん前倒しをしていくような努力はしていきたいと思っ ております。以上です。

(司会)

はい、他にございますでしょうか。黄色い方 (市民)

旭が丘に住んでいます、鈴木と申します。私は東京オリンピックが開かれたときに、日野 に引っ越してきたんですね。当時はまだ人口もそんなに多くなかったですから。多摩川の 鉄橋の下で、子どもたちがですね、水遊びをしているぐらいいい清流だったんですね。と ころが、数年経ったらですね、家庭の排水が流れ込んで、雲が湧いたようにこの多摩川の 水がですね、濁って。風が吹くとブワーとちょっと白い泡が吹き飛んでいる、そういう時 代があったんです。ところがこの森田市長さんがですね、皆さんのご協力を得て、こうい う下水処理場ができて、その多摩川も綺麗に。多分浅川の方私行ったことがないんで、同 じような状態じゃなかったかなと思うんですね。私が言いたいのは、ですね、この道路、 これ大坪市長が決めたんじゃなくて馬場市長ですよね。それから、帝人の横の今橋がかか るのをストップしていますね、非常事態宣言であれもですね。大坪市長が計画したんじゃ なくて馬場市長がやられた決定だと。その後、大坪さんが市長を引き継いでですね。継い だ訳ですけれども、あのこの合意書ができてですね、大坪市長、すごく反省をしていると いうふうに私は感じたんですけれども。音市長はですね、都市計画、まちづくり部長のと きに、平山のコンクリートのミキサーの会社、閉鎖させましたよね。長年、住民の人たち が苦労されて、反対運動する、してきたわけですけど、あれをストップさせたのは大坪市 長だっていうに私は聞いている。そういう功績のある大坪さんがですね、馬場市長の決め たことを踏襲して、こういうふうなる。で合意書ができて、私は大坪市長がね、すごく反 省をしているだろうっていうふうに思うんです。そういう過去に実績もあるし、ところ が、今市役所の中に官製談合が起きていますよね。その事をね、きちっとね認めない。だ から、私ははっきり言って、責任の取り方がね、やっぱりまずいんじゃないか。どうしろ ってことは言いませんけども、やはりこれだけのことをやってね。判決が下っているわけ だから、責任はやっぱり明確にすべきであると、そういうふうに申し上げたいと思いま す。

(司会)

他にご意見・・・。順番に当ててきますので前の方からすいません。

(市民)

私は今のごみ処理施設のある石田のところから、まるっきり反対側の八王子市の境目に住んでいます。一番遠いところに住んでいると思うんですけども、私は今までのあのごみ処理の問題等に鑑みて、私は地元石田の、地元の皆さんの苦労っていうか、思いっていうのは非常に共感できる、そういう立場でもって、質問とご意見を申し上げたいと思います。私は八王子の戦災のときに焼け出されて、今住んでいるのは、八王子の下水処理場、ごみ焼却場、そこの対岸の橋のたもとに住んでおります。日野市で一番、西側のところに住んでいて、現在の石田のごみ焼却場とはまるっきり距離が離れているところなんですけれども、私は長い間ごみ処理の問題、汚水処理の問題で八王子の問題と言いながら、非常に被害を受けてきました。終戦直後、まだまだあのこの辺農家が多かったときに、八王子のごみは、八高線の今のごみ処理場のところに、ナマ積みにされていました。収集車が持って

きたのがそのまま積まれていたんです。ですから、夏には不腐って臭いがひどくて、ハエ が発生して、そういう臭いからハエの被害まで受けてきました。その後、下水処理場ごみ 焼却場等ができて、八王子のごみが全てそこに一時期集まっていました。汚水処理を運ぶ 車。それから、下水処理で出される処理水も非常にいっぺん綺麗なんですが、すごい臭い がします。ですから、そういう臭いの中で私達は生活してきました。文句の言いようもあ りませんでした。日野市の問題でしたら日野市に言えばいいんですけども、八王子に対し ては直接言う機会もありませんでした。さらにその上にです。中央線の鉄橋のところにオ イルターミナル、これは JR が作った石油基地なんですけども、そういう施設も作られて しまいました。全て八王子の問題なんですが、そのオイルターミナルの問題では今でも危 険な施設として地元でやるどんど焼き、大きな焚き火ですね。それも風向きによってはそ の施設に影響があるからといって、制限されているような状況の中で、私は、ずっと育っ て生活してきました。ですから、石田のこのごみ処理の、あるいは下水道の問題がいろい ろ裁判や何かになったとき、本当に自分の我が事のように受け取ってきました。それがな かなか解決しない。ようやくこの裁判でもって、一定のめどができたっていうことでもっ て、私自身も良かったなっていうふうに思いますけども、石田の地域、周辺、石田だけじ ゃなくて、その対岸の百草に住んでいる人たちも含めて、そういう人たちが今まで関わっ てきた迷惑なんかについてきちっと補償というか、それに値するようないろんな施設、あ るいは地元優先のいろんな施策、そういうことがぜひ必要じゃないかっていうふうに思い ます。そういうことがあってこそ地元の人たちが受け入れてくれるんじゃないかと思いま す。これからこういう施設の問題っていうのは、地球環境の問題と合わせても大きな問題 になって、どうしても解決しなきゃならない問題だと思います。私はそういう点でもっ て、地元の人たち、それだけじゃなくて、日野市民全体の人がそういうことを考えられる ように、市の方でもっていろいろ宣伝なり、情報を流すとか、そういうことがぜひやって もらいたいっていうふうに思います。以上です。

(司会)

ありがとうございます。では、前の

(市民)

今回の問題はですね、公園を、もう計画変更しなくて作ってしまったと、そういう、それが違法だという裁判結果になったわけですけども、私はちょっとその問題難しい問題をちょっと置いといてですね、もっと現実的に今公園の両サイドにこの搬入路、両サイドにありますよね。その搬入路ができたおかげで、その近くの方がですね、どういう迷惑をこうむっているか。例えば、車の騒音とかですね、排ガス、あとは臭気、臭いとかね。そういうことが直接聞きたくて、ちょっと 18 ページ見てみますとですね、一番に北川原公園周辺 4 自治会、住民と打ち合わせしていますね。それがもう一つクリーンセンター地元 5 自治会と住民説明会、この説明会のときにですね、どういうですね搬入路ができたために、

第5回 北川原公園ごみ搬入路関連 市民向け説明会 令和5年8月19日(土)午後2時から:第四中学校

逐語録

どういう被害とか苦情とかですね。もっと現実的な話をちょっと今聞きたいと思っていま す。

(司会)

どなたか、すいません。施設課長。どんな要望とか苦情みたいなのがあるかどうか、搬入 路についてということで、

⇒ (施設課長)

施設課長細谷でございます。今のご質問の内容としましては北川原公園で今、搬入路でどういう問題が起きているかというところだと思うんですけども、今稼動から4年目になっています。工事の期間もありましたんで、その前からあの搬入路は通っているんですけども、あの、周辺住民、この4自治会あとは5自治会ですね、の方から直接ですね、今おっしゃったような臭気だとか騒音だとかいう苦情は直接クリーンセンターの方には入っていないというのが現状であります。ただ4自治会向けであの説明会をしたときにはですね、逆に搬入路を通らなくなった場合に、今後の検討会の結果を踏まえてですね、自分の家の前に今度逆に通行することが懸念されるという方からちょっとそういう心配があります、みたいな声の方が逆にあってですね、現状の搬入路に対しての直接的な苦情というのは、特にないというのが状況です。以上です。

(司会)

はい、ではその

(市民)

施設課長さんに伺いたい内容があります。今ここの施設というのは30年後に撤退するという内容になっています。多分撤退の近い時期になったらメンテナンス費用とかそういうのが、ちゃんと出るのかどうか。そういった管理ができるのかどうかっていうところを知りたいんです。何でこんな質問したかというと、この近くの多摩平に火葬場があります。先月、稼働直後に黒煙が上がって異臭がしたことがあります。そういったことって施設課の方に報告上がっているでしょうか。つまり、今、そこの火葬場というのは60年前に、将来的に撤退しますということで残された施設です。そういった意味で、クリーンセンターの30年後60年後の状態だと思うんですね。そういったところの管理が本当にできているのかどうかっていうのがすごく気になっていて。そういう状況で30年後に撤退します、ということで、本当に管理できるんでしょうか、ということから質問しました。以上です。

⇒ (施設課長)

施設課長の細谷です。今ご質問いただいた中で、火葬場のお話があったかと思うんですけど、ちょっと我々施設課はクリーンセンターの方の施設の管理をしていまして、火葬場直接はあの環境保全課というところが管理をしているんでちょっと我々の方には、そういう話っていうのは入ってないところですけども、今お話あったよ

うにですね、クリーンセンターの施設の方も、概ね施設の稼働期間というのは概ね 30年程度が一般的な話です。やはり機械の寿命、機械寿命というのもありますの で、やはり年々メンテナンスの費用っていうのはかかっていくと。で、今動いてい る可燃ごみ処理施設の3市でやっていますので、そちらの方の管理は浅川清流環境 組合でやっているんですけども、そちらの方は20年という委託契約をしていま す。そこには修繕も含まれていますので、20年間は今の委託費の中でメンテナン スをやっていくと。 概ね 30 年ということで考えますと残りの 10 年というのは、 また新たな委託契約をしなければいけない。そのいわゆる20年間の運転した経過 の段階で、もう一度全体をですね、確認をして、どれだけ劣化が進んでいるかとい うようなのを確認した後に、それの、いわゆる大規模修繕的なものも含めた形で、 残りの期間の委託を出すのかなという形で今検討をしているというところになりま すので、そのある程度国の方の補助金というのも多少はあるとも思いますが、やは り、最後の10年間というのは今よりもメンテナンス費用ってのはかかるものにな るかなと。今稼働している前の旧可燃ごみ処理施設の話でいえば、やはりそこも 30 年程度稼働していましたけれど、最後の数年間というのは、メンテナンス費用 が非常に多く、億単位でかかっていましたので、おっしゃられるように保全費用と いうのは最終的には増えていくのかなと。そこもしっかり見据えた形で管理をしっ かりしていかなければいけないなというふうには考えているところです。以上で す。

(司会)

それでは、次の方。

(市民)

本日は、この四中地域におきましても説明会を開催していただきまして、丁寧なご説明いただきどうもありがとうございました。最初に説明を聞いた感想や意見をちょっと申し述べさせていただいて、その後で原告団と市長に本件完結までの時間軸についての質問をさせていただきたいと思います。これまで60年以上にわたって日野市のごみ処理やし尿処理施設を受け入れていただいたことを石田地域の住民の皆様に対しまして、四中地区の住民のうちの1人として深く感謝をしているところでございます。一方で、私達日野市民はごみの最終処分施設がある日の出町、二ツ塚でしょうか、またその近隣住民や沿道住民のお立場やお気持ちを慮ることも必要ではないかというふうに感じているところでございます。また一刻も早く北川原公園がですね、迷惑施設の環境改善にふさわしいものとして整備され、河川敷の運動場とも行き来しやすい使いやすい公園となること、そこには日野市民だけではなく、国分寺や小金井の市民にも遊びに来ていただき、両市の市民にもごみの教育、広域処理の実態について理解を深めてもらえるような、また次の30年後をどうするかということを一緒に考えてもらうような公園が整備されることを願っているところでございます。また、今回の上告不受理を受けて市長から立ち止まって検討すべき時期を逸

したというような反省の言葉がありましたが、18年の市長選では日野市の課題を私が解 決するとおっしゃって当選されています。その後、本件最高裁まで持ち込んで争うこと で、さらに原告団との深い溝や市民の間の分断を生じさせ、日野市あるいは日野市住民の 風評に被害を与えたと悪影響を与えたということも振り返っていただければなと思ってい ます。また、同じく 18年の市長選では、現在の市議会議員 12人が大坪市長と一緒に市 の課題を解決すると言っていましたが、しかし本件については、議会は執行サイドを十分 にチェックできたかどうかというところがございます。また上告棄却を受け、議会の責任 の取り方を明確にしないまま今に至っていること、市議会議員全員に猛省をお願いしたい と思っているところでございます。ちょっと話がそれましたけど質問をさせていただきま す。解決までの時間軸の問題ですが、今日のご説明では検討会をわずか月 1 回しか開催し ないで 1 年半もかけると言っています。そうなると、その後本件着工して、ですね、新し い公園ができる、あるいは適法な通行路ができるという。解決までには、どのぐらいかか ると皆さん思っているんでしょうか。10年ぐらいでしょうか。それではちょっと遅すぎ るんじゃないかと思います。また、こういう問題は次の世代に先送りすべきではなく、今 我々ここにいるメンバーがですね、ゴールのタイミングを強く意識して取り組んでいくと いうことが大事ではないかと思っています。現時点で原告団と市長はそれぞれ通行路の違 法性解消と公園の竣工までは、いつまでに終えたいとお気持ちをお持ちかと、それぞれお 伺いしたいと思います。また市長にはですね、市長の任期である 2025 年までということ はこの検討会のおしまいぐらいで任期が来られるわけですが、せめてですね、何か着工す るとか、手をつけるというところまで、私としてはやっていただきたいと思っているので すが、本件をどこまで進めたいのか、今のお気持ちお聞かせいただき、この件の解決に向 けてのご決意を改めてお言葉いただきたいなと思っています。最初に原告団からご回答い ただいて、それを受けて市長からご回答いただければと思います。よろしくお願いしま す。

⇒ (原告団代表)

どうもご質問ありがとうございます。この検討会のスケジュールについては、年次が入ってないんですけれど、私達としては、市長の任期中に事業の予算化ができるというところまでいってほしいと願っております。ただ、やっぱり住民の皆さんの合意や、あの市民の皆さんに十分理解してもらって進める必要もあると思いますし、そういう時間も取りたいと。この検討会で言えば、来年の3月ぐらいまでに5回ぐらいの検討会がやられるわけですけれど、基本的に最適案というのかな、そういうのに絞れるようになって、その後の1年かけ、1年ありますから、市長の任期、その間にですね、市民的な合意をとれる方策を作りたいと。少なくとも市長が任期の、次期3月の議会に予算が提案できればと、しかしそれ願望ですけれど、そういうふうなつもりで努力していきたいなと、そんなふうに考えています。

⇒ (市長)

検討プロセスにおける私の任期との関連ということでご質問いただきました。ステ ップ2から具体的に1からですね、先ほど中谷氏、原告代表から令和6年3月ぐ らいまで洗い出しをしてという多分これはそうだろうなと思っております。その上 で、それを、市民合意を図る、これがなかなか難しい話で当然賛否両論ありますか ら、どういう形で合意になるのか、当然この件の問題は市が決定した内容でことを 進めてきた。それに対していろんなご意見があり反対があるということがあったわ けですから、そこにおいて、いろんな市民の方の意見が割れて分断されたと、そこ をそういう形にならないような形のプロセスをやっていかなきゃなりませんから、 これははっきり言って、非常に手探りであります。時間はどうしてもかかってしま うことは覚悟しなければならない。ただ、当然私の任期は令和7年4月26日おし まいでありますから、少なくともその段階で方向づけができている、予算化これは 予算化を図る場合に、例えば令和7年の3月議会があります。そこの予算を図る場 合には、当初予算というのは当然その前、その前の大体例年おおむねの骨格は令和 6年の12月ぐらいまでできていないと、なかなか難しいんですね。その時まで予 算化できるか、少なくともただある程度方向付けができて、数字は後からでも、と いうところまでは最低限、私がやる義務があるかなと思っております。その後、誰 が必要になってもそれは市民合意であるんで、それは当然遵守していただければな らないし、そういう方が市長になるという賢明な選択する市民と思っておりますの で、その段階までは責任を持ってやりたいと思っております。ただなかなか手探り であります。多分先ほど原告団の方から窪田弁護士がありましたようにこういう形 での住民合意の進め方というのはなかなか初めての経験でありますし、やはり熟議 というのは時間がどうしてもかかりますんで、そこの部分はできることなら私の任 期中にけりをつけたいけれども、方向づけだけは最低限でもやりたいというのが私 の決意でございます。

(司会)

その他質問がある方は、・・・すいません。女性の方

(市民)

先ほど、あの、前のほうの方が、この公園のところの搬入路ができて、どういう迷惑があったのかっていうような質問が出されたと思います。そのことについてはちょっとどこも回答がなされていないと思うんですが、これとよく似たことは、実は臨時市議会でも質問が出ました。そのときに、市側の担当者の方、今ここにはいらっしゃいませんけども、一つもその日、あの、苦情は来ていませんでしたっていう回答がありました。実は私、友達が北川原公園の近くに住んでいますので、いろいろ話が来たんですけども、まず一つ、北川原公園にはガードマンが6人、配置されています。普通の公園に、ガードマンは配置されているっていうことは、皆さんあまり見たことがないんじゃないかと思うんです。多摩の動物園行っても、様々な動物園に行っても、あちらこちらにガードマンが立っているっ

ていうことはほとんどないと思うんです。つまり、公園の中にガードマンが 6 人配置して いるっていうことは、やっぱり、公園の中にごみ収集車が通るからではないでしょうか、 小さなお子さんのある方は、やっぱり子どもだけでは公園に連れて行けないんだと。ごみ の収集車がいるから様々なケースがあって、搬入路の中には入れないようになっています けども、通るところはガードマンさんがありますけども、やっぱり親としては心配なとこ ろは非常にたくさんあるっていうことが、一つあります。それから、最初からあの兼用工 作物というとても難しい名前が出てきて、私も初めは意味がわからなかったんですけど も、あの公園の中の兼用工作物っていうのは、公園と同じような効果を発揮する施設って いう意味で、兼用工作物という名前がつくんだそうです。いろいろと勉強してわかりまし た。でもやっぱり公園の中の搬入路ごみ搬入路はやっぱり公園の効果をよくするものでは 絶対ありません。それをきちんと意味付けるためにいろいろなあの案が出てきて、実はこ の搬入路のところに、ごみ収集車が通らないときには、スケートボードですか、スケート ボードは通ってもいいよっていう、案が出てきました。それで、実はそれが解放されまし たので、スケートボードってとても騒音が出ますし、結構スピードが出るので危ないの で、やっぱり大勢の若者たちが集まってきて、本当に休みの日には朝から夜、一応8時ま でっていう、あの使用時間ですけど、それを超えて夜遅くまですごくガンガン音をさせ て、スケートボードをやって、実は警察に何十件も不満の、あの抗議があったそうです。 実は私それ聞いていたもんですので、友人に一緒に日野警察署に行って、本当に被害はな かったんですか、苦情はなかったんですかって聞きに行きましたら、日野警察署の方がた くさんありましたって、そういう夜中まで騒いで大騒動して、本当に近所の方から苦情が たくさんありましたって言うそういう話を、あの警察署の方から、伺ったことがありま す。で、先ほどの話もありましたけども、やっぱり公園の中に、あの公園の効果を高めな い、そういった搬入路っていうのはやっぱり本当にあるべきじゃなくて、今回の裁判の結 果はそれを正当に、本当に判決出されたんじゃないかと思うんです。それをやっぱり、本 当に 1 日も早く、あの市長さんがおっしゃっているように司法の方で、あの最高裁判決ま でも本当に違法なんだっていうことが結論づけられたものは、やっぱり行政がそのまま長 くズルズルとやっていては絶対いけないことだと思いますので、本当に 1 日も早くあの搬 入路をなくしていただくように全力を挙げて解決していただいて、公園の中から搬入路な くしていただきたいというふうに心から、あの念じております。以上です。

(司会)

はい、他に、前の・・・。残り、すいません 10 分ぐらいなりましたので、今挙げている 方は2名の、3名ですかね。それですいません、お願いしたいと思います。

(市民)

今現在のごみ搬入路で、どういうふうな不都合があるかという質問があって、市の側から 苦情が届いていませんっていうふうに、そういうことがありました。で問題がないのかっ ていったら、まず国道の南側が公園って何もできてないんですよね。現地行ってみるとわ

かるけど、ごみ搬入路がその公園予定地の南側と、今少し整備されてきている北側と、全 く二分しているんです。だからそれが一番の不都合だと思うんです。ただ、これから考え なきゃいけないのは、今のごみ搬入路を、この市内のどっかを通して、それでまた新たな 不都合が出てこないのかっていう問題もあるので、そういうこの不都合、次、次なる問題 が出てこないような解決をしていかなきゃいけないんだと思います。そういう意味で、不 都合がないという認識は違うと思います。以上

⇒ (副市長)

今のご質問でですね、先ほど私どもの施設課長の方のお答えした、そういう声が上がってきているかということの事実としては、そういうものはございませんと。ただし、これまでも一番の根底は、ただ、搬入路と言われているものについては、私ども市長からも申し上げた通り、違法であるということの今状況にあると。ですからこれは解消しなければいけないということが前提にあるということは、すいませんちょっと言葉足らずだったかもしれませんけれども、ただ、ご質問のいただいたその事実としての声が来ているかということについては、率直にお答えさせていただいたということ。ただその前提の行政を解消しなければならないということがあるということは、私どもは肝に銘じて動かなければいけないというふうに思っておりますのでどうぞご理解いただきたいと思います。

(司会)

ではあと2名の方ということで、まずは後ろの一番(市民)

すいません、あの 2回目で申し訳ございません。えっとですね、原告団との合意の中で、 同公園の早期実現という言葉があるんですけども、私も早期実現ができればいいと思うん ですけども、多分市民の方、皆さんたくさんの方、多分実態は知らないんじゃないかなと いうふうに私は認識しているんですけども。この場所っていうのはどういう場所かってい うのは、資料にもあったように、水再生センターという東京都の下水道局が、地主ってい うかもう土地であるということで、ここ自体は、要するに下水処理の今後の需要が、高ま っていかない限り、結局ここを、工事を着手するということは、現状やられないという状 況に、このままなる場所になっているっていうことを、市民の方も多分理解していただい た方がよろしいんじゃないかなというふうに、思うんですよね。で、一部その搬入路とい うことで市が広場含めて、私から言えばこじつけて、こういうような場所を作っているわ けですけども、結局そこも、水再生センターというか下水道局の用地をですね、借用して お願いして使っていると。ですからそこも、何らかのその事業が出てくれば、当然そこは 返さざるを得ないと。契約書を見てもですね、下水道局の方との、市の契約書を見ても、 私手元に持ってますけども、そういう形になってるんですね。いうことで、何を今私質問 というよりも、そういう実態の場所であるということですから、ここに原告団の方含めて 合意書でね、同公園の早期実現って書いてあるんですけども、要はバイパスのこっち側で

すよね。要するに、こっち側で反対側は一部公園整備がされていますけども、要は、そっちじゃない方は、そんなような状況であるということを、よくわかってですね。市民の方もわかっていただいた方がよろしいということです。要はこれ文章を見ると、同公園の早期実現なんか、そこはすぐね、公園ができそうだなって。なんかそういうふうに思われる市民の方おられると思うんで、ちょっと念のため私の方から補足しておきます。以上です。

(司会)

すいません、最後に、黄色い

(市民)

すいません。また意見を申し上げたいと思います。あの図面でバイパスの上は綺麗な公園になっています。現地行ったんですが、あの下側の方ですね。鉄条網はもう、もう二重三重こう張り巡らされていて、向こうにあの下の方に行かれないんですよね。南平体育館の方にお金を使って、改修工事をやったようですけども、この道路問題が解決しないと森田市長が約束をした図面で言うところの左側の方の公園ですよね。すごい夢のある公園を、市民には約束をされて、地元の自治会の地域の皆さんは受け入れたわけですから、道路問題が解決しないと、公園改修工事が進まないのかと、私はどんどんやれるところから公園をですね、作っていくべきじゃないか。こういう約束を森田市長はして、下水処理場をね、石田の地域の皆さんには納得をしていただいているわけですから、これはどんどんね、進めるべきだというふうに私は思います。以上です。

(司会)

ではすいません。これで最後で・・・もうこれで最後にします。

(市民)

お話を聞いていて、今日初めてこの会に参加させてもらったんですけども、概ね30年って言うんですね、おおむね30年っていう非常に漠然とした年数なんです。これ今ここにいらっしゃる方30年後、自分たちどうなっていると思います。それだけ緊急を要することなんですよ。だから、もう決まってこれ、こういう違法の道路を作って搬入路まで設けた、これ現実はこうなんですけども、30年後に必ずここは綺麗なものになるのかっていう保証は全くないんです。それと、あと日野市と国分寺市と小金井市。この3市って、実はあの町自体が繋がってないんですよね。そういうところとこういう合意をしたっていう時点から、おかしいっていうことが考えられるんで、やっぱりあのね、今すぐにでも、もう30年は絶対、30年後にはここをなくしますと、それだけの決意を持って国分寺市なり、小金井市と話をしてほしい。それだけね、緊急を要しているってこと、それとあと副市長さんがおっしゃられましたように、今現在これ違法で道路が入ってるってことは、1日も早くこれ解決しなくちゃなんないんですよ。何か違法なことをやって私は何でもありませんよっていられますか。それと同じなんです。だからそれだけ緊急を要する内容なん

第5回 北川原公園ごみ搬入路関連 市民向け説明会 令和5年8月19日(土)午後2時から:第四中学校

逐語録

だから、もうちょっと市の財政とかいろいろそれはあると思うんですが、やっぱこれだけ裁判で、違法だということを言われた以上は、1日も早く解決に向かって、市全体、それこそ市長さんが、任期がどうのこうのって話も出ましたけど、任期どころじゃないんですよ。それだけ真剣になって物事対応しないと、日野市はもうなくなりますよ、このままだと。そういう気持ちで対応していただきたいと思って、最後に申し上げました。失礼しました。

(司会)

はい、ありがとうございました。すいません、定刻となりましたので説明会の方を終了したいと思います。すいません、お時間が来てしまったので今回アンケート調査表の方もですね、お配りさせていただいていますので、ご意見ご要望等があればですね、書いていただいて、後で回収しますので、お出しいただければと思います。その他にですね、開催案内のところにもですね、意見を言える、あのQRコードも記載していますので、そちらもご利用いただければと思います。説明会でですね、皆様からいただいたご意見やご要望につきましてはこれから始める解決策の検討にも生かしてまいりたいと思います。また、その検討の経過や、結果につきましては何らかの形でご報告をさせていただければと思っております。本日は長時間にわたりご協力をいただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。